

# あなたの国民年金

## その1

昭和61年4月1日から変わります

### ■国民年金に加入する人は

自営業の人とその家族、厚生年金に加入している人やサラリーマンの奥さんも国民年金に加入することになり3つの加入種別に分けられます。



### 加入する人は 3種類

生年月日	資格期間	加入可能年数
昭和2年4月1日以前	21年	25年
昭和3年4月1日以前	22年	26年
昭和4年4月1日以前	23年	27年
昭和5年4月1日以前	24年	28年
昭和6年4月1日以前	25年	29年
昭和7年4月1日以前	25年	30年
昭和8年4月1日以前	25年	31年
昭和9年4月1日以前	25年	32年
昭和10年4月1日以前	25年	33年
昭和11年4月1日以前	25年	34年
昭和12年4月1日以前	25年	35年
昭和13年4月1日以前	25年	36年
昭和14年4月1日以前	25年	37年
昭和15年4月1日以前	25年	38年
昭和16年4月1日以前	25年	39年
昭和16年4月2日以降	25年	40年

改正された新しい国民年金では、ごく一部の方を除き、誰もがまず国民年金(基礎年金)に加入することになります。

職場で厚生年金に加入している人 第1号

なります。加入する人は次の3つのグループに分けられます。

老齢基礎年金	サラリーマンの奥さん
● 25年以上の資格期間のある人に65歳から支給されますが、資格期間は次のような期間が含まれます。	● 基本年金から支給されます。基礎年金は3種類です。

障害基礎年金	年金加入期間
● 障害者になったとき、一定の要件に該当すると支給されます。	昭和36年4月以後の厚生年金に加入していた期間(4年)に加入しなかった(4年)間に加入した年数(加入可能年数・表参照)についてすべて保険料を納めた場合、月額5万円です。

遺族基礎年金	年金加入期間
● 国民年金の加入者、または老齢基礎年金の受給資格児に支給されます。	年金額は月額5万円+子の加算(第2子まで月額1万5千円、第3子以降月額1万5千円)です。

● 年金額は、月額1級6万2千5百円、2級5万円

▼お問い合わせ 市民課

● 年金額は、月額1級6万2千5百円、2級5万円

● 年金